

(別紙)

加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する要望

- 1 加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げは、昨年（2007年9月10日）ご認可いただいた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」において、早期の実施を表明しているものです。
- 2 現在、加入後一定期間（4年）を経過し保険引受けリスク上問題がないと判断される被保険者について、300万円まで加入限度額に算入しないこととされていますが、この金額では、お客さまの追加加入ニーズに十分応えることが困難なものとなっています。
- 3 さらに、かんぽ生命の上場を目指す中で、市場に評価されるためには、商品の魅力向上が不可欠です。そうした中で、既存の加入限度額について一定の見直しを行なうことは、商品の魅力を向上させることにつながるものです。
- 4 以上の点を、ご理解をいただき、加入後一定期間経過した場合の限度額について、1000万円まで加入限度額に算入しないよう、郵政民営化法施行令の改正を早期に実現していただきますようお願いいたします。

以上